

訪問看護ステーション「亀岡シミズ」訪問看護事業運営規程

(事業の目的)

第1条

利用者に対し介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した療養生活を営むことが出来るよう、その療養生活を支援し、心身の機能回復を目指すことを目的とする。

(運営方針)

第2条

1. 病める人々の立場に立ち、身につけた知識・技術・態度に心をこめて訪問看護の提供を行う。
2. 主治医や各関係者とも連携を密接にとりながら、医療面、その他総合的に在宅療養の相談に応じられるよう努める。
3. 医師の指示の下、利用者の健康状態及び希望をふまえて、「居宅サービス計画」に沿って「訪問看護計画」を作成し、「訪問看護計画」の内容を利用者及びその家族に説明する。
4. 訪問看護の提供にあたり、介護支援専門員及び保健医療サービスまたは福祉サービスをするものとの密接な連携に努める。
5. 自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。
6. 介護予防にむけて出来る限り在宅で自立した日常生活を継続できるよう、健康保存にむけた支援に努める。
7. 介護予防にむけて、医師の指示の下、健康状態及び健康の保存をふまえた「介護予防支援計画表」に沿って「介護予防訪問看護計画書」を作成し、「介護予防訪問看護計画書」の内容を利用者及び家族に説明する。

(事業所の名称等)

第3条

名称及び所在地は以下のとおりとする。

[事業者名]訪問看護ステーション「亀岡シミズ」

2661690046 京都府

[住所]京都府亀岡市篠町広田1丁目32-15

(事業の内容)

第4条

事業内容は以下のとおりとする。

1. 症状・障害・全身状態の観察
2. 清拭・洗髪等による清潔の保持、食事及び排泄等、日常生活の世話
3. 褥創の予防・処置
4. リハビリテーション
5. 終末期看護
6. 療養生活や介護方法の指導
7. カテーテル等の交換、管理
8. その他在宅療養を維持するために必要な医師の指示による医療処置

(従事者の職種、員数、及び職務内容)

第5条

従事者の職種、員数、及び職務内容は以下のとおりとする。

1. 管理者:看護師:1名

管理者は所属職員を指導監督し、円滑かつ安全に訪問看護サービスの提供が行われるよう総括する。

2. 看護師：2.5 名以上(看護師・常勤 2.5 名以上)、理学療法士：1 名(常勤)

3. 職務内容:健康・療養管理及び看護。事務作業。

(営業日及び営業時間)

第 6 条

営業日及び営業時間は以下のとおりとする。

月曜日～金曜日:午前 9 時～午後 4 時 45 分 土曜日:午前 9 時～12 時

1. 国民の祝日及び 12 月 30 日～1 月 3 日は休業。

2. なお、上記の曜日時間以外で臨時休業する場合はその都度利用者に対し、事前に掲示する。

3. 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により常時連絡が可能な体制とし、緊急時についてはその都度対応できる体制とする。

4. 連携医療機関は以下のとおり。

[連携医療機関]社会医療法人 清仁会 亀岡シミズ病院

[電話番号] 0 7 7 1-2 3-0 0 1 3

[FAX 番号] 0 7 7 1 - 2 5 - 0 5 5 1

(通常の事業の実施地域)

第 7 条

原則として亀岡市内とする。

(利用料等)

第 8 条

1. 利用料金

料金表は、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（厚生省告示第十九号）に基づいて作成しています。別表 1 参照

2. その他

・利用者宅で、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気等の費用は、利用者の負担とする。

・訪問看護提供に際して医療材料が必要となった場合、その都度説明を行い同意を得て利用者側で準備をする。

(虐待防止に向けた対応)

第 9 条

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる措置を講じるものとする。

1. 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を図ること。

2. 事業所における虐待防止のための指針を整備すること。

3. 事業所において、従事者に対し虐待防止のための研修を定期的(年 1 回以上)に実施すること。

4. 1 ～ 3 に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(ハラスメントの防止)

第 10 条

1. 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第 11 条第 1 項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律 第 30 条の 2 第 1 項の規定に基づき、セクシャルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じます。

2. 利用者及びその家族はサービス利用に当たって、次の行為を禁止します

- 1) 従事者に対する身体的暴力(直接的、間接的を問わず有形力を用いて危害を及ぼす行為)
- 2) 従事者に対する精神的暴力(人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為)
- 3) 従事者に対するセクシャルハラスメント(意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求、性的な嫌がらせ行為等)

(身体拘束について)

第11条

1. 当事業所は、利用者又は他の利用者の生命、又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下この条において「身体拘束」という)を行わないものとする。
2. 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由、その他必要な事項を記録するものとする。

(感染症や災害の対応力強化)

第12条

感染症や災害が発生した場合であっても、利用者が継続して訪問看護の提供を受けられるよう、訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従事者に対して必要な研修及び訓練(シュミレーション)を実施します。感染症が発生、又はまん延しないように次の措置を講じるものとします。

1. 感染症の発生、又はそのまん延を防止するための指針の整備
2. 感染症の発生、又はそのまん延を防止するための研修及び訓練の実施

(事故・相談・苦情処理)

第13条

訪問看護にかかる事故・相談・苦情が生じた場合は、事業所に設置されたマニュアルに従い記録を作成し迅速かつ適切に対応する。

1. サービス提供に係わる事故等が発生したときは「社会医療法人清仁会事故対応マニュアル」に従い対処をする。
2. 受け付けた相談・苦情等については「社会医療法人清仁会 相談・苦情対応マニュアル」に従い対処する。

(緊急時における対応)

第14条

1. 利用者に緊急事態が発生し、連絡を受けた担当者(事業所)は、その状況に応じて速やかに連携医療機関に連絡し対応する。
2. 緊急時の対応については、利用者やその家族に契約時において同意を得ることとする。
3. 看護師等は、訪問看護を実施中に利用者の病状に急変その他の緊急事態が生じたときは必要に応じた臨時応急の手当てを行うと共に、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行うための指示を仰ぎ、施行する。
4. 看護師等は、事項についてしかるべき処置を行った場合、管理者および主治医に対し速やかに連絡を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第15条

1. 訪問看護ステーション「亀岡シミズ」の職員は社会的使命を充分認識し、利用者の意向を踏まえ、利用者に必要な援助を行う。
2. 医療機関の職員は業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持する。また職員が退職した後についても、業務上知り得た利用者の秘密を保持する。
3. 職員であったものに、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させるために、職員で無くなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
4. 職員の質的向上を図るため、研究、研修の機会を設け、また業務体制を整備する。
 - 1) 採用時研修採用後3ヶ月以内
 - 2) 継続研修年1回
5. この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会医療法人清仁会亀岡シミズ病院が定めるものとする。

付則

この規程は平成 13 年 9 月 10 日から施行する。

この規程は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 15 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 16 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は平成 16 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は平成 17 年 1 月 21 日から施行する。

この規程は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 18 年 8 月 21 日から施行する。

この規程は平成 18 年 9 月 21 日から施行する。

この規程は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は平成 21 年 6 月 11 日から施行する。

この規程は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

この規定は平成 27 年 11 月 1 日から施行する。

この規定は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は平成 28 年 7 月 19 日から施行する。

この規定は平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

この規定は平成 30 年 11 月 1 日から施行する。

この規定は平成 31 年 2 月 13 日から施行する。

この規定は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は令和 1 年 6 月 1 日から施行する。

この規定は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は令和 5 年 8 月 1 日から施行する。

この規定は令和 5 年 12 月 1 日から施行する。

この規定は令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

この規定は令和 8 年 3 月 2 日から施行する。

この規定は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

別紙 1 (介護保険)

利用料金表

*看護師が行った場合の自己負担(1 回利用につき)

訪問看護ステーション 「亀岡シミズ」	20 分未満 (訪問看護 1 1)	30 分未満 (訪問看護 1 2)	30 分以上 1 時間未満 (訪問看護 1 3)	1 時間以上 1 時間 30 分未満 (訪問看護 1 4)
1 回あたりの基本単位数	314 単位	471 単位	823 単位	1, 128 単位
ご負担金 1 割負担	約 328 円	約 491 円	約 860 円	約 1, 176 円
2 割負担	約 655 円	約 982 円	約 1, 715 円	約 2, 351 円
3 割負担	約 982 円	約 1, 473 円	約 2, 573 円	約 3, 526 円
	20 分未満 (予防訪問看護 1 1)	30 分未満(予防 訪問看護 1 2)	30 分以上 1 時間未満 (予防訪問看護 1 3)	1 時間以上 1 時間 30 分未満 (予防訪問看護 1 4)
1 回あたりの基本単位数	303 単位	451 単位	794 単位	1, 090 単位
ご負担金 1 割負担	約 316 円	約 470 円	約 828 円	約 1, 136 円
2 割負担	約 632 円	約 940 円	約 1, 655 円	約 2, 272 円
3 割負担	約 948 円	約 1, 410 円	約 2, 482 円	約 3, 408 円

*地域加算(10, 42)介護保険に上乗せになります

*サービス提供強化加算

勤務年数が 3 年以上ある従事者が 30%以上配置されている場合 3 単位/回 加算

勤務年数が 7 年以上ある従事者が 30%以上配置されている場合 6 単位/回 加算

※各種加算項目 () の数字は 1 割負担額を表しています

加算項目	加算率
夜間加算(午後 6 時~午後 1 0 時まで)	所定単位数に 25 %加算/回
早朝加算(午前 6 時~午前 8 時まで)	所定単位数に 25 %加算/回
深夜加算(午後 1 0 時~午前 6 時まで)	所定単位数に 50 %加算/回
緊急時訪問看護加算	I : 600 単位(626) /月
	II : 574 単位(599) /月
特別管理加算(I) (II) /月 1 回	(1) 500 単位(521)
	(II) 250 単位(261)
初回加算	I : 350 単位(365)
	II : 300 単位(313)
看護体制強化加算 II	200 単位(209)
複数名訪問加算 I (30 分以上)	402 単位(419) /回
退院時共同指導加算	600 単位(626)
ターミナルケア加算 (14 日以内に 2 日以上訪問)	2500 単位(2605) /死亡月
専門管理加算	250 単位(261) /月
口腔連携強化加算	50 単位(53) /回

※理学療法士が行った場合の自己負担（１回利用につき）

	20 分 (訪問看護 1 5)	40 分 (訪問看護 1 5×2)	60 分 (訪問看護 1 5・2 超)
1 回あたりの基本単位数	294 単位	588 単位	882 単位
ご負担金 1 割負担	約 307 円	約 613 円	約 919 円
2 割負担	約 613 円	約 1226 円	約 1838 円
3 割負担	約 919 円	約 1838 円	約 2757 円

*地域加算（10.42） 介護保険に上乗せになります

*交通費 通常の事業実施地域において、看護師等の訪問にかかる交通費は無料。

それ以外については、次に掲げる交通費の額を請求する

（通常の事業実施地域を超えた所からの距離を算定基準とする）

片道 3 km 未満	250 円
片道 3 km 以上 4 km 未満	500 円
片道 4 km 以上 9 km 未満	750 円
片道 9 km 以上	1 , 000 円

☆公共交通機関およびタクシー利用時は実費負担となります。

☆交通費のお支払いは１回ごと、または１ヶ月分まとめてのお支払いとなります。

（その都度、利用者に説明し同意を得た上で徴収いたします）

*介護職員処遇改善加算あり、１ヶ月の合計単位数に 1.8%乗算されます。

*料金表は、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（厚生省告示第 19 号）に基づいて作成しています。

令和 8 年 9 月 1 日現在